第五条　発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
［略］	［略］	［略］	［略］
特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	L	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（平成三十年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

（備考）　［略］

第十二条　一の水力発電施設対象市町村（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む平成二十三年三月三十一日現在における市町村をいう。）の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　次の算式により算定した金額（当該金額が四百四十万円に満たない場合にあっては四百四十万円とする。以下「算定額」という。）が、当該市町村の区域の平成二十二年度における交付限度額としてこの規則による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号。以下「平成二十三年規則」という。）附則第二条による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年文部科学省経済産業省告示第二号。以下「平成十九年規則」という。）第十一条の規定により算定された金額（申請年度の前会計年度の末日までに廃止された水力発電施設に係る金額を除く。以下「基準額」という。）を超える場合　算定額と基準額との差額の十分の一に相当する金額を基準額に加算した金額

A×0.059＋B×0.0295円

イ　Aは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量（申請年度の十一年前の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの当該施設の平均年間発電電力量を、当該施設に係る特定区分施設等がその区域に含まれる平成二十三年三月三十一日現在における市町村の数で除して得た値。以下同じ。）のうち、自流式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

第五条　発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
［略］	［略］	［略］	［略］
特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	L	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（平成二十九年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

（備考）　［略］

第十二条　一の水力発電施設対象市町村（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む平成二十三年三月三十一日現在における市町村をいう。）の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　次の算式により算定した金額（当該金額が四百四十万円に満たない場合にあっては四百四十万円とする。以下「算定額」という。）が、当該市町村の区域の平成二十二年度における交付限度額としてこの規則による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号。以下「平成二十三年規則」という。）附則第二条による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年文部科学省経済産業省告示第二号。以下「平成十九年規則」という。）第十一条の規定により算定された金額（以下「基準額」という。）を超える場合　算定額と基準額との差額の十分の一に相当する金額額を基準額に加算した金額

A×0.059＋B×0.0295円

イ　Aは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量（申請年度の十一年前の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの当該施設の平均年間発電電力量を、当該施設に係る特定区分施設等がその区域に含まれる平成二十三年三月三十一日現在における市町村の数で除して得た値。以下同じ。）のうち、自流式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数